

**労働安全衛生規則第五百七十七條の二第二項の規定に基づき  
厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基  
準の一部改正等について（報告）  
（化学物質による健康障害防止のための濃度の基準関係）**

第161回安全衛生分科会資料

# 新たな化学物質規制における濃度の基準に関する規定

新たな化学物質規制においては、濃度基準値について、次のとおり労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）に規定している。

- ◆ 事業者は、リスクアセスメント対象物<sup>※1</sup>のうち、厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、
- ◆ 当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）<sup>※2</sup>以下としなければならない

※1 リスクアセスメントの実施を義務付けられている労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第18条各号に掲げる物及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の2第1項に規定する通知対象物

※2 濃度基準値の設定対象物質は、800物質程度が見込まれており、すでに67物質が定められている（令和5年厚生労働省告示第177号）。

## 【参照条文】

- **労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号。以下「改正省令」という。）による改正後の安衛則**

第577条の2（令和6年4月1日施行）

- 2 事業者は、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならない。

# 化学物質管理に係る専門家検討会における濃度基準値の検討

## 1 検討会の趣旨

今般、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。さらに、化学物質による休業4日以上<sup>1</sup>の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが多数を占めている。これらを踏まえ、従来、特別則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入することとしたところである。

この制度を円滑に運用するために、学識経験者からなる検討会を開催し、2に掲げる事項を検討する。

## 2 検討事項

- 労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質のばく露の濃度の基準及びその測定方法
- 労働者への健康障害リスクが高いと認められる化学物質の特定並びにそれら物質の作業環境中の濃度の測定及び評価の基準
- 労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質に係るばく露防止措置
- その他

## 3 報告書

今般、本検討会は、2に掲げる検討事項のうち、次に掲げる事項について、報告書としてとりまとめた（令和6年1月31日公表）。

- 対象物質ごとの濃度基準値・測定方法について
- 個人ばく露測定の精度の担保等について
- 皮膚から吸収・侵入して健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物質の特定について
- 作業環境測定（個人サンプリング法）対象物質の拡大について
- 作業環境測定の分析方法の追加について
- 有機溶剤等の消費量の推定に用いる数値の改正について

## 4 検討会の参集者

(全般に関する事項)	
大前 和幸	慶應義塾大学 名誉教授
尾崎 智	一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事 環境安全 レスポンスブル・ケア推進 管掌
小野 真理子	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター 化学物質情報管理部 特任研究員
城内 博	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学 医学部予防医学教室 主任教授
鷹屋 光俊	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 所長
武林 亨	慶應義塾大学 医学部 衛生学 公衆衛生学教室 教授
平林 容子	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長
宮内 博幸	産業医科大学 産業保健学部 作業環境計測制御学講座 教授
宮本 俊明	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 統括産業医
最川 隆由	一般社団法人 全国建設業協会 労働委員会 労働問題専門委員 西松建設株式会社 安全環境本部 安全部 担当部長
(毒性に関する事項)	
上野 晋	産業医科大学 産業生態科学研究所 職業性中毒学研究室 教授
川本 俊弘	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長
宮川 宗之	帝京大学 医療技術学部 スポーツ医療学科 非常勤講師
(ばく露防止対策に関する事項)	
津田 洋子	帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 講師
保利 一	産業医科大学 名誉教授
山室 堅治	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター 上席専門役

# 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）①

## 1. 改正の趣旨

改正省令第3条による改正後の安衛則第577条の2第2項において、リスクアセスメント対象物のうち、**一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるもの**を製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、**厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下にしなければならない**こととされ、「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和5年厚生労働省告示第177号。以下「濃度基準告示」という。）で67物質について濃度基準値が定められている。

今般、「令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書」（令和6年1月31日公表。以下「検討会報告書」という。）を踏まえ、**新たに112物質について、濃度基準値を定める**等の所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

- (1) **新たに112物質**について、濃度基準告示別表の左欄に物の種類を掲げると共に、**当該物の種類に応じ、同表の中欄及び右欄に濃度基準値**を定める。
- (2) その他所要の改正を行う。

## 3. 告示日等

- (1) 告示日：令和6年5月上旬（予定）
- (2) 適用期日：令和7年10月1日

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）②

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値	物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アクリル酸	2 ppm	－	イソプロピルエーテル	250 ppm	500 ppm
アクリル酸ノルマル－ブチル	2 ppm	－	エチルアミン	5 ppm	－
2－アミノエタノール	20 mg/m <sup>3</sup>	－	エチル－セカンダリ－ペンチルケトン	10 ppm	－
3－アミノ－1H－1, 2, 4－トリアゾール（別名アミトロール）	0.2 mg/m <sup>3</sup>	－	エチル－パラ－ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）	0.1 mg/m <sup>3</sup>	－
アリルアルコール	0.5 ppm	－	エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	20 ppm	－
アリル－ノルマル－プロピルジスルフィド	－	1 ppm	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	1 ppm	－
3－（アルファ－アセトニルベンジル）－4－ヒドロキシマリン（別名ワルファリン）	0.01 mg/m <sup>3</sup>	－	エチレンジアミン	10 ppm	－
3－イソシアナトメチル－3, 5, 5－トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート	0.005 ppm	－	2, 3－エポキシプロピル＝フェニルエーテル	0.1 ppm	－
イソシアン酸メチル	0.02 ppm	0.04 ppm	塩化ホスホリル	0.6 mg/m <sup>3</sup>	－
イソプロピルアミン	2 ppm	－	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8－オクタクロロ－2, 3, 3a, 4, 7, 7a－ヘキサヒドロ－4, 7－メタノ－1H－インデン（別名クロルデン）	0.5 mg/m <sup>3</sup>	－

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）③

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値	物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
オゾン	－	0.1 ppm	酢酸ブチル（酢酸ターシャリーブチルに限る。）	20 ppm	150 ppm
過酸化水素	0.5 ppm	－	三塩化りん	0.2 ppm	0.5 ppm
カーボンブラック	レスピラブル粒子として0.3 mg/m <sup>3</sup>	－	酸化亜鉛	レスピラブル粒子として0.1 mg/m <sup>3</sup>	－
ギ酸メチル	50 ppm	100 ppm	酸化カルシウム	0.2 mg/m <sup>3</sup>	－
クロム	0.5 mg/m <sup>3</sup>	－	酸化メシチル	2 ppm	－
2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン（別名アトラジン）	2 mg/m <sup>3</sup>	－	ジアセトンアルコール	20 ppm	－
クロロ酢酸	0.5 ppm	－	2-シアノアクリル酸メチル	0.2 ppm	1 ppm
クロロジフルオロメタン（別名HCFC-22）	1,000 ppm	－	2-（ジエチルアミノ）エタノール	2 ppm	－
2-クロロ-1,1,2-トリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル（別名エンフルラン）	20 ppm	－	ジエチルアミン	5 ppm	15 ppm
酢酸	－	15 ppm	ジエチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）	0.05 mg/m <sup>3</sup>	－

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）④

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値	物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	60 mg/m <sup>3</sup>	—	水酸化カルシウム	0.2 mg/m <sup>3</sup>	—
シクロヘキサン	100 ppm	—	すず及びその化合物（ジブチルスズ＝オキシド、ジブチルスズ＝ジクロリド、ジブチルスズ＝ジラウラート、ジブチルスズビス（イソオクチル＝チオグリコレート）及びジブチルスズ＝マレアートに限る。）	すずとして0.1 mg/m <sup>3</sup>	—
ジクロロエタン（1, 1-ジクロロエタンに限る。）	100 ppm	—	すず及びその化合物（テトラブチルスズに限る。）	すずとして0.2 mg/m <sup>3</sup>	—
ジクロロジフルオロメタン（別名CFC-12）	1,000 ppm	—	すず及びその化合物（トリフェニルスズ＝クロリドに限る。）	すずとして0.003 mg/m <sup>3</sup>	—
ジクロロテトラフルオロエタン（別名CFC-114）	1,000 ppm	—	すず及びその化合物（トリブチルスズ＝クロリド及びトリブチルスズ＝フルオリドに限る。）	すずとして0.05 mg/m <sup>3</sup>	—
ジクロロフルオロメタン（別名HCFC-21）	10 ppm	—	すず及びその化合物（ブチルトリクロロスズに限る。）	すずとして0.02 mg/m <sup>3</sup>	—
ジシクロペンタジエン	0.5 ppm	—	セレン	0.02 mg/m <sup>3</sup>	—
ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[（4-オキシ-1, 2, 3-ベンゾトリアジン-3（4H）-イル）メチル]（別名アジンホスメチル）	1 mg/m <sup>3</sup>	—	テトラエチルピロホスフェイト（別名TEPP）	0.01 mg/m <sup>3</sup>	—
ジフェニルエーテル	1 ppm	—	テトラクロロジフルオロエタン（別名CFC-112）	50 ppm	—
N, N-ジメチルアニリン	25 mg/m <sup>3</sup>	—	トリエタノールアミン	1 mg/m <sup>3</sup>	—

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）⑤

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値	物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
トリクロロエタン（1, 1, 2-トリクロロエタンに限る。）	1 ppm	—	ニトログリセリン	0.01 ppm	—
1, 1, 2-トリクロロ-1, 2, 2-トリフルオロエタン	500 ppm	—	ニトロプロパン（1-ニトロプロパンに限る。）	2 ppm	—
1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（4-メトキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）	1 mg/m <sup>3</sup>	—	ニトロメタン	10 ppm	—
2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸	2 mg/m <sup>3</sup>	—	ノナン（ノルマル-ノナンに限る。）	200 ppm	—
トリニトロトルエン	0.05 mg/m <sup>3</sup>	—	ノルマル-ブチルエチルケトン	70 ppm	—
トリブロモメタン	0.5 ppm	—	パラ-アニシジン	0.5 mg/m <sup>3</sup>	—
トリメチルアミン	3 ppm	—	パラ-ニトロアニリン	3 mg/m <sup>3</sup>	—
トリメチルベンゼン	10 ppm	—	ビニルトルエン	10 ppm	—
二酸化窒素	0.2 ppm	—	N-ビニル-2-ピロリドン	0.01 ppm	—
ニトロエタン	10 ppm	—	フェニレンジアミン（パラ-フェニレンジアミン及びメタ-フェニレンジアミンに限る。）	0.1 mg/m <sup>3</sup>	—

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）⑥

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値	物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
フェノチアジン	0.5 mg/m <sup>3</sup>	—	ヘキサメチレン＝ジイソシアネート	0.005 ppm	—
ブタノール（ターシャリーブタノールに限る。）	20 ppm	—	ヘプタン（ノルマル－ヘプタンに限る。）	500 ppm	—
フタル酸ジエチル	30 mg/m <sup>3</sup>	—	1, 2, 4－ベンゼントリカルボン酸1, 2－無水物	0.0005 mg/m <sup>3</sup>	0.002 mg/m <sup>3</sup>
フタル酸ジ－ノルマル－ブチル	0.5 mg/m <sup>3</sup>	—	ペンタン（ノルマル－ペンタン及び2－メチルブタンに限る。）	1,000 ppm	—
フタル酸ビス（2－エチルヘキシル）（別名DEHP）	1 mg/m <sup>3</sup>	—	無水酢酸	0.2 ppm	—
プロピオン酸	10 ppm	—	無水マレイン酸	0.08 mg/m <sup>3</sup>	—
プロピレングリコールモノメチルエーテル	50 ppm	—	メタクリル酸	20 ppm	—
ブロモトリフルオロメタン	1,000 ppm	—	メタクリル酸メチル	20 ppm	—
ヘキサクロロエタン	1 ppm	—	メチラール	1,000 ppm	—
1, 2, 3, 4, 10, 10－ヘキサクロロ－6, 7－エポキシ－1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a－オクタヒドロ－エンド－1, 4－エンド－5, 8－ジメタノナフタレン（別名エンドリン）	0.1 mg/m <sup>3</sup>	—	N－メチルアニリン	2 mg/m <sup>3</sup>	—

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）⑦

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
メチルアミン	4 ppm	—
N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルオキシフェニル（別名プロポキスル）	0.5 mg/m <sup>3</sup>	—
5-メチル-2-ヘキサノン	10 ppm	—
2-メチル-2,4-ペンタンジオール	120 mg/m <sup>3</sup>	—
メチレンビス（4,1-シクロヘキシレン）=ジイソシアネート	0.05 mg/m <sup>3</sup>	—
1-（2-メトキシ-2-メチルエトキシ）-2-プロパノール	50 ppm	—
沃(よ)素	0.02 ppm	—
りん酸	1 mg/m <sup>3</sup>	—
りん酸ジメチル=1-メトキシカルボニル-1-プロペン-2-イル（別名メビンホス）	0.01 mg/m <sup>3</sup>	—
りん酸トリ-ノルマル-ブチル	5 mg/m <sup>3</sup>	—

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
りん酸トリフェニル	3 mg/m <sup>3</sup>	—
六塩化ブタジエン	0.01 ppm	—

# 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部改正

## 1. 改正の趣旨

- 安衛則第577条の2第2項において、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、濃度基準値以下としなければならないと規定されているところ、当該濃度基準値の適用等に関する技術上の指針を法第28条第1項に基づき定めているところである。
- 今般、検討会報告書を踏まえ、新たに濃度基準値が設定された物質（112物質。測定法を定める物質としては116物質※）及び発がん性が明確であるため濃度基準値が設定できないとされた物質（3物質）について、測定方法を追加するための所要の改正を行う。また、リスクの見積りの評価の方法をより明確にする等の所要の改正を行う。

※ 新たに濃度基準値が設定された物質のうち「すず及びその化合物」については、有害性の違いに応じ、すず化合物を5種類に分類して濃度基準値を設定しているが（合計112物質）、技術上の指針では、測定方法の違いに応じ、すず化合物を9つに分類して測定方法を定めている（合計116物質）。

## 2. 改正の概要

- (1) 新たに濃度基準値が設定された116物質※及び発がん性が明確であるため濃度基準値が設定できないとされた3物質について、測定方法を追加する。
- (2) リスクの見積りの一環として、労働者が物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれの有無を判断するためには、労働者の呼吸域（呼吸用保護具の外側の空気）における物質の濃度を用いる必要があること等について、所要の改正を行う。
- (3) その他所要の改正を行う。

## 3. 公示日等

- (1) 公示日：令和6年5月上旬（予定）
- (2) 適用期日：2（2）、（3）の一部 公示日  
2（1）、（3）の一部 令和7年10月1日